

お知らせ



忘れずチェックを！

固定資産税

都市計画税について

資産税課

☎229-3131

☎229-3331



固定資産税・都市計画税納税通知書の発送

令和8年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を4月1日に発送します。それぞれの納期限までに最寄りの金融機関などで納めてください。

固定資産税・都市計画税が課税されている土地・家屋の所在地や価格などの課税内容を記載した課税明細書を添付していますので、ご確認ください(11件以上の場合は別途送付)。

期別	納期限
第1期	4月30日(木)
第2期	7月31日(金)
第3期	12月25日(金)
第4期	来年3月1日(月)



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧



固定資産の価格などを記載した帳簿の縦覧により、自己の所有する土地・家屋と他の土地・家屋との比較ができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



固定資産課税台帳の写しの交付



納税義務者ごとに土地・家屋の所在地や価格などの課税内容を記した固定資産課税台帳の写しの交付を申請できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



固定資産税・都市計画税に不服がある場合



固定資産税・都市計画税の賦課決定に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3カ月以内の間、文書で審査請求ができます。詳しくは、資産税課へお問い合わせください。

また、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3カ月以内の間、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



申請や問い合わせには本人確認が必要です

窓口にお越しの際は、マイナンバーカードなど、申請者本人であることが確認できるものを持参してください。なお、納税義務者本人以外に同一世帯の親族、相続人、委任を受けた人なども申請が可能です。相続人の場合には被相続人の死亡と相続関係が分かる戸籍謄本、委任を受けた人の場合には委任状が必要です。

電話でのお問い合わせの際には、お手元に納税通知書および課税明細書を用意してください。

問い合わせ

- 土地に関すること
☎229-3131
- 家屋に関すること
☎229-3132
- 久居分室
☎255-8826